

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年1月26日 定例庁議
開 催 日 時	午前9時9分から 平成27年1月26日（月） 午前9時27分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 村山財産管理課長、宇野同課主幹兼課長補佐、木田同課財産管理係長 （担当課2） 堤田長寿はつらつ課長、二河同課専門員兼高齢者支援係長、藤原同課介護保険係長 （担当課3） 塩野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、中村同課長補佐、丸山同課都市計画係長、 （事務局） 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係芦原主任、稲葉秘書課長
会 議 内 容	1 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案） 2 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案） 3 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案） 4 朝霞市景観条例（案）
会 議 資 料	・朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案）概要 ・朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案） ・【資料】公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進 ・朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）の概要 ・朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

	等を定める条例（案） ・朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）の概要 ・朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案） ・議案の概要【朝霞市景観条例】 ・朝霞市景観条例（案） ・朝霞市景観規則（案） ・朝霞市景観計画（骨子案）	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案）について

【説明】

（担当課 1：村山）

現在、全国的に上下水道や橋梁など、インフラを含めた公共施設の老朽化が大きな課題となっている中で、公共施設の全体を把握し、長期的な視点での更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが求められている。

そのための計画、公共施設等総合管理計画の策定を行うための附属機関として検討委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定によりこの条例案を提案するもの。

この計画は施設管理に関する基本的な方針を主な内容とするもの。個別の施設についての廃止、統合を検討するものではない。

組織及び構成委員は、委員は10名以内で、市の議会の議員2名、知識経験を有する者3名、市が関係する団体の代表者2名、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登録された市民3名、内訳としては立候補1名、名簿登録2名を予定している。

委員の任期については、委嘱の日を5月頃予定し、その日から計画を策定する日までとしており、施行年月日は平成27年4月1日からと考えている。

策定方法としては、関係部署の課長で構成されている庁内検討委員会でたたき台を作成し、それを附属機関の検討委員会に順次示し、意見を伺いながら、市民への出前講座や市民説明会での意見、パブリックコメントを行いたいと考えているが、そこでの意見などを踏まえながら、平成28年1月を目途に、委員会としての提言をいただきたいと考えている。その後、政策調整会議や庁議などの手続きを踏み、平成28年3月までに、市として計画の策定を行う予定である。

〔1月19日政策調整会議の要旨について〕

（田中副市長）

- ・委員の構成について、知識経験者は公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会の池田専務理事、池田専務理事より推薦された者、東洋大学ライフデザイン学部の教授の3名を予定。市が関係する団体については、自治会連合会より1名、朝霞市文化スポーツ振興公社より1名を予定。
- ・計画の具体的な内容としては、総括的な方針を定めるもの。ただし、総床面積をどの程度とするかについての記載は最低限必要だと考えている
- ・財政負担の軽減の点で、統廃合等が考えられるのではとの意見について、総合管理計画を平成27年度に策定した後に個別の施設計画の中で統廃合等を検討していくとのことである。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

- 2 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）について

【説明】

(担当課 2 : 堤田)

本条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで、厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援の基準等について、厚生労働省令に従い又は、省令を参酌し、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例として制定するものである。

条例の制定に当たり、従うべき基準とされている項目については、全て省令に準じた基準を定めている。

その他については、参酌すべき基準とされている。その中で、本市独自案として、新規条例の第31条の記録の整備について、厚生労働省令では、記録の保存年限をその完結の日から2年間とされているが、過払い等に対する介護報酬の請求に関する消滅時効が、地方自治法第236条第1項により5年間とされていることから、記録の保存年限をその完結の日から5年間と定めている。

その他については、全て省令に準じて定めている。

[1月19日政策調整会議の要旨について]

(田中副市長)

- ・本件の内容、文面等については、国から示された基準省令に基づいている。
- ・第31条のみ本市独自の案としているが、これは、介護報酬として請求するのではなく、地方自治法を根拠に市町村が請求するのであれば時効は5年間となるので、記録の保存年限を5年間としたとのことである。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

3 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）について

【説明】

（担当課：堤田）

本条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、厚生労働省令に従い又は省令を参酌し市町村の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例として制定するもの。

条例の制定に当たり、職員の基準及び当該職員の員数については従うべき基準とされており、その他については参酌すべき基準とされている。

厚生労働省令には、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合の職員の配置基準がないため、朝霞市の独自基準として、条例第4条第3項に、6,000人を超える場合には、2,000人ごとに、第4条第1項各号に定める職員のうち1名を増加する旨の規定を設けている。

〔1月19日政策調整会議の要旨について〕

（田中副市長）

- ・国の基準に則った条例案となっているが、条例第4条第3項に6,000人を超える場合の職員の配置基準を設けている。これは、内間木苑の圏域が、今後6,000人を超える可能性のあるため独自に基準を設けたもの。
- ・省令上に定めのない人数を超えると、地域包括支援センターが不足しているのではないか、との問いについては、現状は基準を満たしているが、内間木の圏域を広く設定しており、今後基準を超える可能性があるので予め手当てしておきたいとの趣旨であった。

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

4 朝霞市景観条例（案）について

【説明】

（担当課3：塩野）

朝霞市景観条例について、まず、条例制定の動機としては、景観まちづくりに対する重要性や制度を整備する必要性が高くなっていることから、第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画に朝霞らしい景観づくりのため、平成27年度末までに景観行政団体へ移行すると基本方針に位置づけられている。

条例の概要であるが、届出、罰則、市民などとの協働による景観の形成等について規定している。

今後のスケジュールについては、3月議会に上程後、4月に告示を行い、5月1日に景観行政団体へ移行する予定となっている。

〔1月19日政策調整会議の要旨について〕

(田中副市長)

- ・この条例は、民間に対しての制約となるもので、当然、市民や事業者に対し丁寧な周知が必要であるが、その方法については、告示の後、住民説明会を開催し、窓口、広報、ホームページ、その他事業主に対しても不動産業界などの関係団体に広く周知するとのことであった。
- ・景観重要樹木と保護樹木との調整について、景観重要樹木は保護樹木の中から選ばれる可能性が高く、特に市の景観上重要なものを景観重要樹木に指定することで、二重の保護を行う意味合いがあるとのこと。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

【閉会】